|  |
| --- |
| 公契約条例のお知らせ |
| あなたの業務には、「東京都北区公契約条例」における特定公契約に該当します。「東京都北区公契約条例」に基づき、賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、下記の労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区または雇用者等に申出ることができます。なお、この申し出により、雇用者が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  適用される労働者の範囲  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②労働者派遣事業として、特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等）  あなたの労働報酬下限額  □：　　　　　　　　　　円  　　□：別紙参照  申し出する場合の連絡先  　特定受注者  　　〇　　　　　　　　　　　会社　　　TEL：  　特定受注関係者  　　〇　　　　　　　　　　　会社　　　TEL：  　北区  〇北区役所　契約管財課　契約係　　TEL：03-3908-8695 |